

『公共図書館が消滅する日』を読んで考えたこと

戸 田 豊 志

1. 『公共図書館が消滅する日』について

『公共図書館が消滅する日』¹⁾は、多くの文献を参照し、戦後日本図書館史を検証し直した本である。日本の図書館学で常識とされている多くの事柄への疑義が示されている。今後、図書館概論、図書館史などの教科書はいくつかの箇所を書き改める必要が生ずるであろう。

戦後、GHQは公民館の充実には力を入れていたが、公立図書館にあまり重点をおいていなかったこと。

キーニープランについて、中央集権的と言われてきたが、そうではなかったこと。

1950年代はじめに図書館法改正が図書館界内部の反対により潰えた理由が中央統制的である点への批判ゆえであったと言われてきたが、そうとばかりはいえないこと。

中小図書館の充実に力を注いできたかのように語られていたが、小図書館に対する運動を積極的に発展させてゆこうとはしなかったこと。

1981年の図書館事業基本法（仮称）のこと。

以上は、今まであまり論じられてこなかった、あるいは全く知られていなかった事柄なのだが、『公共図書館が消滅する日』では資料に基づいた上で、詳細に検証している。

しかし、手放して評価するわけにもいかない本である。論を展開させるため無理をしている箇所が少なからずある。それらのいくつかの点を新出が「図書館界」の書評²⁾で的確に指摘している。また、根本彰がWebサイトのブログ³⁾に、「本書の帯には、「真の目的と存在意義が、いま、失わ

れようとしている」と大きく書かれています。本書に言う、公共図書館の「真の目的」とは何なのか最後までよく分からなかったというのが正直なところだと批判をしているが、確かに「真の目的」が曖昧でわからない。大場博幸の Web サイトでの書評「栄光の公共図書館史は偽史だった」⁴⁾では、「市民の図書館」路線の過大評価について説得力ある論理で批判したことを評価しているものの、「各自治体の図書館員の自助努力」路線が自治体間の図書館格差と民業圧迫をもたらしていることへの疑問と、「図書館の自由に関する宣言」に言及していない点に対する不満を述べているが、私も同様に感じた。

緻密に文献調査がなされているのであるから、それらを慎重に取り扱い、冷静な叙述がされていればまるで違う本になっていたのではなかろうか。魅力的ではあるのだが、勢いをつけすぎたのか、勇み足をしているところがあるのが残念である。「どんな具体例があるのか。たとえ一つだけでも、根拠を添えて挙げて欲しいものである」(p.252) と激しく書いたがために、新からいくつかの具体例を列挙されている。踏みとどまって少し調査をすれば避けられたように思われて惜しい。書名が目を惹き、文章が戦闘的、というか喧嘩腰であるため、それだけで反撥する人もいよう。出典を示す註が 881 もあり、この作業だけでも大変であっただろうが、そのわりに誤植がかなりあるのももったいない。

誰もがほとんど気づかずにいた事柄を、どこの図書館にもある『図書館雑誌』から引用してきたのに驚かされるし、今まであまり知られていなかった資料も多く引かれている。さらに細かに検討してゆけば、図書館学が大きく発展してゆくことと思う。

新が、「しかし、本書を足掛かりに議論を展開していくには、いささかその土台が危ういと言わざるを得ない」⁵⁾と書いており、私もそうは感じた。しかしながら、戦後の公共図書館活動を振り返り、どこに問題点があり、そこをこれからいかにしてゆくか、といったことを考える基調となる本である。2018 年に出版された『公共図書館の冒険』⁶⁾のまえがき冒頭に、「今

とは違う、別の公共図書館がありえたのではないか」とある。このことについて、『公共図書館が消滅する日』には多くの手がかりがあるように思う。今とは違う、ありえたかもしれないより良い公共図書館の世界を想像し、それに近づけてゆこうという考え方もあるのではないか。

『公共図書館が消滅する日』を読んで、もっとも驚いたのは、第2部第5章の「小図書館の運命」である。私は公共図書館のない町で生まれ育った。大学で学ぶまで、公共図書館が無料であることすら知らずにいたほどである。1966年に刊行された「小図書館の運営」⁷⁾の存在をこの本で初めて知った。序論に「人口5万人以下の都市における公共図書館は、自力だけでは地域住民に十分な図書館サービスを提供できない」とあり、あとがきには「子どもの報告書が、中小報告で指向している図書館への、小図書館に役立つハシゴになり得なかったことについても、おことわりしなければならないようです」と状況が絶望的である旨を記してある。『中小都市における公共図書館の運営』⁸⁾（以下、『中小レポート』）、『市民の図書館』⁹⁾をお手本に運営が進められてきた日本の公共図書館活動は、「中小都市における公共図書館」とは言いながらも、人口5万人未満の町村をおきざりにしていたのだ。これはとても大きな問題である。2019年現在でさえも、公共図書館が設置されているのは532町村であり、全部で936町村あるうちの6割にも満たない。私もしてこなかったことではあるが、町村にもっと目を向けないといけないと改めて感じた。

2. 日野市の図書館と前川恒雄のこと

私はこれまで、『中小レポート』、『市民の図書館』の理念に基づいて展開された公共図書館運動の象徴とされている日野市の図書館の成り立ちを、目を輝かせて語る図書館員と幾人も会ってきた。

「まず移動図書館を作って市内を回るの。すると、日野市の人達が図書館を必要だと感じて分館ができるのよ。それから住民からの要望が盛りあがって、おしまいに中央館ができたの。素敵な話だよな」

私が図書館に就職した1984年に先輩司書がいきいきと、うれしそうに話してくれたのをよく覚えている。貸出を重視した活動によって本館を作る運動が起きたくらい市民から支持される日野市の図書館が司書の仕事のお手本なのだな、と思って働いた。知った当初から不思議な話だな、と疑わなくてもなかった。歴史学科を出ている私は、下からの改革、上からの改革の話を講義でしばしば聞いていた。日本において民衆による政治改革は過去になされていない。明治維新にしても武士が行ったのであり、町人が力を合わせて何かをしたわけではない。我が国で、規模の大きな住民運動により何かが成し遂げられたケースはほとんどない。ところが図書館の世界では違らしい。図書館員の力で図書館の必要性が住民に知れ渡ると図書館が作られる。そして、本を読む人が増え、市民の意識は高まってゆく、と、就職してからしばらくは思い込んでいた。日野市と同じ成り立ちではないが、新しい図書館が建設された。私は、貸出を充実させ、市民とともによりよい図書館にしてゆこう、と考えていた。ところが、日野市立図書館の成り立ちは、私の先輩や、ほかの多くの図書館員が信じていた、そして私も長い間事実だと思い込んでいた話とはまるで異なっていた。私も20年ほど前に疑いはじめてはいた。日本図書館協会事務局長であった有山崧が1965年に日野市長となったとき、協会職員であった34歳10ヶ月の前川恒雄を図書館長に招いた。彼は多くの仕事をしてきたであろうが、ごく普通の自治体の同年齢の司書と同じことができるかと言えば、そんなわけではないと、図書館で10年ほど働くとなんとなくわかってくる。「役職でもない司書が自治体の人事担当に、「館長を司書にしてください」と言いにくくのは不可能である。それは今存在している館長を否定する発言となるからだ。館長でない司書がいくら熱心であったとしても、彼らが働く図書館を発展させる以上のことは難しい」と、2011年に私は書いた¹⁰⁾が、これは若いときから図書館長であった前川恒雄に向けたものであった。中央図書館建設は当初から計画されており、住民が図書館を求めたからできたわけではないことを、『公共図書館が消滅する日』は綿密に記している。

『中小レポート』を基礎にし、日野市立図書館の実践によって『市民の図書館』へと発展したという物語自体が捏造されたものであることを明らかにしていると言っても過言ではない。それが一体何を意味しているのか。前川恒雄は優れた司書であったと私は考える。『公共図書館が消滅する日』の前川恒雄に対する厳しい批判に対して新が、「東京都と滋賀県における都道府県費による図書館振興策への寄与について、全く触れていない」¹¹⁾と記しているとおおり、前川恒雄は業績も多く残しているし、高く評価もされている。しかし、なかった物語を軸に日本中の公共図書館を動かし、また、町村図書館について切り捨ててきた罪は軽くはなからう。

3. 図書館事業基本法（仮称）について

不明にして私は、当時日本図書館協会事務局長であった栗原均が図書館雑誌に9回に渡って掲載していた「図書館事業基本法（仮称）について報告」¹²⁾の存在を全く知らずにいた。『公共図書館が消滅する日』が大きく扱っていたので初めて読み、これはとても良い案だ、と思った。

図書館で司書として働き続けてきた私は、国がもっとしっかり方針を決めて図書館活動を進めてくれると良かったのに、と幾度も考えた。20年ほど前、アメリカで大学院生をしている人が日本の図書館で働きたいと考えていて、ホームページを開いている私にメールで相談があった。幾度か日本の図書館の現状についての質疑応答をしたのち、「日本では、図書館以前の仕事が多すぎるのでアメリカの図書館に就職することにします」と最後に返信があったのを忘れることができない。司書職制度が敷かれている自治体が少なく、館長が司書であるところも多くない。司書とはどんな職業であるのかを知っている人はあまりいない。図書館がない自治体も沢山ある、といった当時の状況を詳しく知らせたのだった。

「図書館事業基本法（仮称）について—報告—その7」¹³⁾には、「佐野SLA（全国学校図書館協議会 筆者註）事務局長から、第一次案の主旨について、①すべての図書館が一体となって、それぞれの利用者の要望に応え

る体制をつくる、②すべての市町村、学校、大学に図書館を必置充実する、③図書館は専門職員によって運営されるべきである、を基本理念にしてまとめたものであり、5年後に控えたIFLA大会の日本開催までには実現したいと希望を付した」とあり、「早い時期に議員立法としてまとめてゆくことが全員の賛成によって決まった」とある。報告その8には、自民、社会、民社、公明、共産各党から推薦された図書館議員連盟会員20名の名簿が掲載されている。ここまで進んだ案が、図書館員達の反対運動によって潰えた歴史があったのか、と驚いた。

前川恒雄の「図書館事業基本法要綱(案)批判」¹⁴⁾には、「今、全国のあちこちで、図書館要求をおこしている住民、図書館の窓口で熱心に本を求めている人びとがいる。『案』には、これら人々の息づかいが全く反映していない」とあり、全面的に反対をしているのだが、窓口で熱心に本を求めている人びとはともかく、図書館要求をおこしている住民は果たしてどれだけいたであろうか。前川恒雄の文には力がある。断定的に書いて、司書に、そうだそうだ、と思込ませる力だ。事実に基づかずに書いている場合があり、それに引っ張られてしまっていた図書館人が少なからずいたことを否定することはできまい。もちろん、それは前川恒雄だけが悪いのではない。検証を怠ったまま、動いた側にも責任がある。

田井郁久雄は、「一九八一年、図書館事業基本法要綱案が発表された。これは一応、国会議員による図書館議員連盟の発案となっているが、国立国会図書館が主導しているものであることはだれの目にも明らかだった。日本図書館協会はこの法案の成立を強く後押しをした(中略)前川の批判はおおよそ次のような要旨による。図書館事業基本法は図書館法の上位の法律であり、要綱案にある国の『政策委員会』の決定は、自治体の図書館政策をも縛ることになる。要綱案では図書館の義務設置をうたっているが、どんな水準以上の図書館をつくり、国はどのような財政的援助をするのか示していないので、このままでは、名目だけの弱小図書館がつくられてしまう。要綱案が目指す方向は、『中小レポート』、『市民の図書館』が築い

てきた図書館の発展の方向と真っ向から対立する」¹⁵⁾と記しており、栗原均らを批判しているのだが、前の章で記述したとおり図書館の発展の方向がそもそもこの段階で正しかったのかが疑わしいとは言える。「国立国会図書館が主導しているものであることはだれの目にも明らかだった」との記述の根拠が気になるし、新の引いている栗原均のインタビュー¹⁶⁾も興味深い。さらなる研究が必要である。

4. 『市民の図書館』における市民

2010年度の中部図書館情報学会の「図書館情報学を学ぶ学生・院生と図書館員の交流会」において、木村晋治氏の発表した「図書館と図書館員と図書館情報学についての話題提供」¹⁷⁾の中で、

『市民の図書館』は図書館に決定的な影響を与えた本であったと思いますが、今は必ずしもそうではないかもしれない、という気がします。『市民の図書館』に大きく関わった前川恒雄氏は、近代的市民の登場を想定していたのではないかと考えられます。前川さんの『われらの図書館』などの選書論を読んでゆくと、市民の要求論と図書館員の選書がお互いに高め合ってゆくという理論であったのではないかと思います。「市民」とは誰かという近代国家においては主権に参加する人を意味し、地域や社会のことを考えて参画してゆくというものですが、果たして実際日本はどうなっているかという問題があります。図書館と「市民」の問題を考えますと、明定義人さんが『みんなの図書館』2000年12月号『『市民の図書館』再読』のなかで「この政策マニュアル（『市民の図書館』）は教養主義からすると、「パンドラの」箱を開けたのです。そこから出てきたのは、「大衆」「群衆」であって〈市民〉ではなかったのです」と書いていますが、私の印象では、大都市においては「消費者」という姿として立ち現れているのではないかという気がします。

と、述べているが、大都市のみならず、図書館利用者のうち、主権とし

での意識を持ち、地域社会への参画を行おうと考える「市民」は多数ではなかろう。残念ながらほとんどが「消費者」である。

根本が、『公共図書館が消滅する日』への疑問」に、「私は直感的に著者らの批判は、個別にはともかく政策論としては有効でないと感じます。というのは、貸出を熱心に行う図書館も、指定管理の図書館も、居心地の良さを市民にアピールする図書館も、紆余曲折に見えて、日本の図書館が自立するためには必要な過程だったと思われるからです。それだけ日本人には、著者らがいう『図書館』とは何なのかが分かっていなかったとも言えるのですが、この間に、市民は日本的図書館を見いだしてきたのではないのでしょうか。その証拠には、コロナ禍で図書館活動がストップしたときに、図書館サービスの復活を望む声が早い時点でさまざまな方面から上がったことが挙げられますし、今、文化庁の審議会で著作権法を改正して図書館が著作物の一部のデジタルデータを公衆送信できるような議論を行おうとしていることにも示されます。これらは、『市民の図書館』から50年目にして、ようやく目に見える動きとして現れたものです。文化的な事象はそれだけ時間を掛けて熟成するということではないのでしょうか¹⁸⁾と書いているのだが、これは、「市民」が見いだした日本的図書館が、「貸出を熱心に行う図書館」、「指定管理の図書館」、「居心地の良さを市民にアピールする図書館」であったという意味なのであろうか。これらは、市民が見いだしたのではなく、『中小レポート』、『市民の図書館』の方向に公共図書館が進んだ結果の表れではないのか。

『市民の図書館』の「市民」について考えをめぐらしていると、私はついRCサクセション忌野清志郎が歌った『スローバラード』の歌詞「ぼくら夢を見たのさ。とっってもよく似た夢を」と口ずさんでいることがある。

5. 私が考えたこと

私は以前にこんな文章を書いた。

「中学生が職場体験にやってくると『図書館で働くにはどうすれば良いで

しょうか』との質問が必ずと言って良いほど出る。市町村立図書館で働いている司書のみなさんはどう答えているであろうか。10年ほど前には、『この市に限定してしまうと、何年かに一度しか採用がないけれど、司書の募集をしている市町村が愛知県内のどこかにあるから、司書資格を取得してそこの試験を受けると良いよ』と答えていた。しかし、今、そう答えることはできない。図書館で働きたい、と希望する本好き、図書館好きの子供たちに対し、これからこうした勉強をすればなれますよ、と言うことができない職業は果たして専門職と言えるのか。私は情けない気持ちになる」¹⁹⁾

司書資格自体にあまり価値がなく、専門職制度が敷かれている自治体もないため、若者が希望したとしても図書館で簡単には正規職員として働けない状況を嘆いたのである。その後、直営で正規職員の司書を採用する自治体はさらに減っており、長く図書館で勤めようとするのであれば、指定管理を行っている会社に就職すると良い、と言わなくてはならなくなっている。なぜこうなったのか。

20年ほど前、葉袋秀樹の『図書館運動は何を残したか』の「3章 司書職制度要求運動の現実」²⁰⁾を読んで、1967年から1968年にかけて都区立図書館の司書職制度確立に関する要望を図書館員が自ら潰してしまった歴史を知り、東京都で制度化されていたら、さまざまな状況が違っていただろう、と感じた。『公共図書館が消滅する日』を読んで、東京都だけでなく、日本全体の図書館制度が良くなってゆく可能性を図書館員は自らの手で50年代末と80年代初めに潰したと知った。

前川恒雄が幾度も書いている「貸出し」は司書の重要な仕事である、という論を私は正しくないとは思わない。貸出返却業務の折に利用者のふとした言葉から本来の要求がわかり、そこから他の資料の提供をしたり、読書案内をすることがある。それには専門的な知識が必要である。しかし、年に100件もない。その為にずっと司書が窓口にいるのは不効率であると言われてもしかたがあるまい。70年代のブラウン方式での貸出しの時

代であれば違っていたのであろう。コンピューターが導入され、貸出点数制限が大きく変わったとき、インターネットが普及し図書館資料の予約が可能となったときなどに立ち止まって考えるべきだった。

『司書職制度の再構築』²¹⁾のような新しい視点からの専門職制度を検討する書籍も出版されている。今後は本当ではない物語を軸にして展開してきた現在の公共図書館を肯定したところから考えるのではなく、別の方向に進んでいたらどうであったか、そこから先にできたかもしれないより良い図書館を今から築くにはどうするべきかといった視点を『公共図書館が消滅する日』をヒントにして持てるようになるのではないか。

若者が夢を持って図書館で働けるようになると良いと思う。そして、図書館関係者は図書館を介してよりよい社会を市民と築く方向を考えてゆくべきではないだろうか。それはまた前川恒雄が語ってきたことと矛盾しない道だとも思う。

- 1) 薬師院仁志, 薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』, 牧野出版, 2020
- 2) 新出「公共図書館が消滅する日」, 『図書館界』, 72 (4), 2020, p.193-197.
- 3) 根本彰, 『『公共図書館が消滅する日』への疑問』, 2020, <https://oda-senin.blogspot.com/2020/11/>.
- 4) 大場博幸, 「栄光の公共図書館史は偽史だった」, 2020, <https://blog.goo.ne.jp/hiroyuki-ohba/e/519f0d92421ee9be9485f7c0c75e8cb8#comment-list/>.
- 5) 新出, 2020. 前掲 2)
- 6) 柳与志夫, 田村俊作編『公共図書館の冒険』, みすず書房, 2018.
- 7) 小図書館運営研究委員会編, 『小図書館の運営: 小図書館運営研究委員会報告』, 日本図書館協会, 1966.
- 8) 日本図書館協会編, 『中小都市における公共図書館の運営』, 日本図書館協会, 1963.
- 9) 日本図書館協会編『市民の図書館 増補版』, 日本図書館協会, 1970.
- 10) 戸田豊志「日本における公立図書館のこれまでとこれから: 80年代半ばから公立図書館で働いて考えていたことなど」, 『中部図書館情報学会誌』, 51, 2011, p.39-46
- 11) 新出, 2020. 前掲 2)

- 12) 栗原均「図書館事業基本法（仮称）について報告 1-9」,『図書館雑誌』, 75 (5) -76 (2), 1981-1982.
- 13) 栗原均「図書館事業基本法（仮称）について報告 7」,『図書館雑誌』, 75 (12), 1982-12, p.788-789.
- 14) 前川恒雄「図書館事業基本法要綱（案）批判」,『出版ニュース』 NO.1257, 1982.7 中旬号, p.28.
- 15) 田井郁久雄『前川恒雄と滋賀県立図書館の時代』, 出版ニュース社, 2018, p.201.
- 16) 「栗原均ロングインタビュー」,『ず・ぼん』 9, 2004, p.160-p.169
- 17) 木村晋治,「図書館と図書館員と図書館情報学についての話題提供」,『中部図書館情報学会誌』, 2011, p.17-19
- 18) 根本彰, 2020. 前掲 3)
- 19) 戸田豊志, 2011. 前掲 10)
- 20) 葉袋秀樹,『図書館運動は何を残したか』, 勁草書房, 2001, p.141-219.
- 21) 大城善盛,『司書職制度の再構築』, 日本評論社, 2019.